

## 文化財保護法第93条にかかる埋蔵文化財発掘の届出に添付する図面等について

以下のものをA4もしくはA3のサイズで添付願います。

- 位置図（1/1000～1/2000程度）
- 建物配置図
- 基礎伏図
- 基礎断面図
- 土壌改良施工の場合
  - ・改良範囲平面図、断面図（平面図に現地表からの深さの記載でも可能）
  - ・柱状改良、鋼管杭埋設は配置図（杭及び先端翼等の直径を明記のこと）
- 合併浄化槽設置の場合
  - ・設置位置図、型式仕様書などの掘削の大きさがわかる図面
- その他（擁壁・側溝など）の掘削を行う場合
  - ・掘削位置の平面図、断面図

※文化財保護法第93条にかかる埋蔵文化財発掘の届出の様式は、瀬戸内市ホームページからダウンロードできます。（市ホームページの検索から〔埋文工事〕で検索）

### 提出先

701-4292

瀬戸内市邑久町尾張 300-1

瀬戸内市役所産業建設部文化観光課

（郵送可ですが、返送先・問い合わせ先・担当者名を記したものを同封願います）。

提出部数は、2部（添付図とも）

提出期限は工事着手の60日前です。

### 問い合わせ先

Tel:0869-22-3953

Fax:0869-22-3965

E-mail: [bunkakanko@city.setouchi.lg.jp](mailto:bunkakanko@city.setouchi.lg.jp)